

個別の包括支援プランについて

教育課程

○京都市の総合支援学校

・「個別の包括支援プラン」が教育課程の基本



「個別の包括支援プラン」とは、学習指導要領で作成が義務づけられている「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の機能を併せ有するもので、一人一人の子どもの QOL (Quality of Life : 生活の質) の向上を実現する道筋を計画的に示すものです。

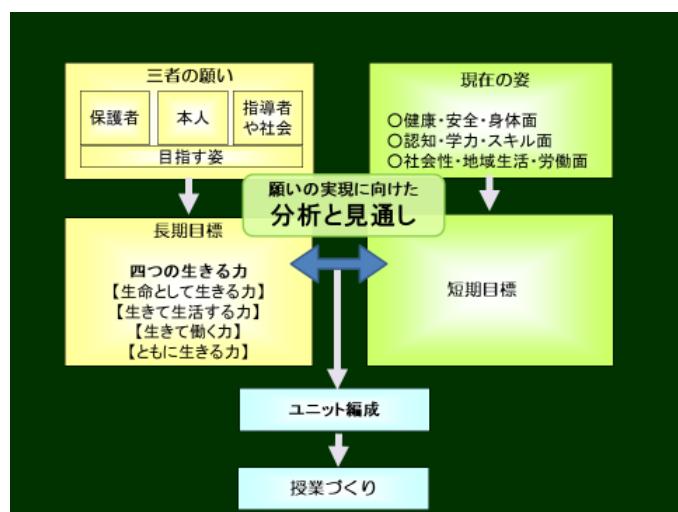
一人一人の発達や障害の状況、環境などは異なりますが、それぞれのニーズに応じて作成するため、教育課程が一人一人異なります。「今をより豊かに充実したこと」と「将来、より自立的に家庭や社会の中で生きること」を具体化するためのプランとなっています。

個別の包括支援プラン

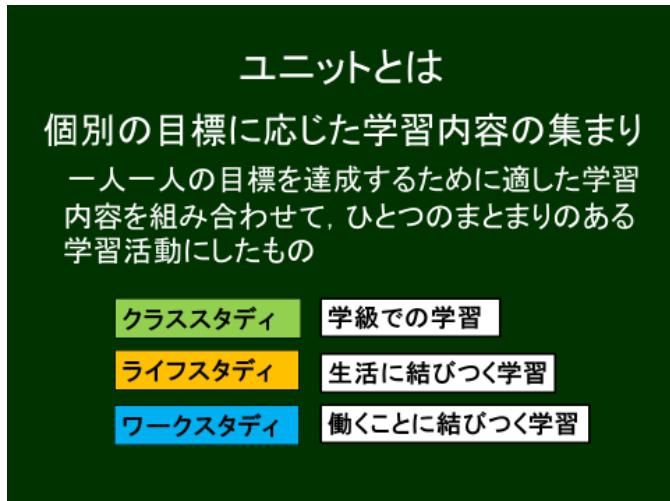
- ・ 基礎情報
 - ◆ プロフィール(氏名・手帳・生育歴)
 - ◆ 障害の状況・配慮事項
(主な障害・発作・服薬・身体面の情報)
- ・ 生活地図
- ・ 現在の姿
- ・ 三者の願い
- ・ 長期目標(四つの生きる力)
- ・ 短期目標
- ・ 合理的配慮 等

「個別の包括支援プラン」は次のような項目から成り立っています。

- プロフィール
- 障害の状況と配慮事項
- 生活地図
- 現在の姿
- 3 領域・11 項目を設定した学習実施や生活実施のアセスメント
- 三者(本人・保護者・指導者(社会))の願い
- 目指す姿～自己実現に向けて～
- 願いの実現に向けた分析と見通し
- 四つの生きる力と長期目標(3年後)
- 短期目標と指導場面
- 合理的配慮



三者の願いを、児童生徒のよりよい生き方、本人の「できること」を生かした「目指す姿」として捉えます。そして、「目指す姿」実現に向けて、長期目標（3年後）を設定し、長期目標の達成に向けて、どのように取り組むかを「分析と見通し」に示します。その後、「現在の姿」を受けて、およそ1年後には「こんなことができそう」という短期目標を設定します。そして、短期目標から学習活動の単位（グループ）であるユニットを編成します。



ユニットとは、個別の目標に応じた学習内容の集まりのことです。先に一人一人の子どもの目標があり、それを達成するためには適した学習内容を組み合わせて、ひとつのまとまりのある学習活動にしています。

「個別の包括支援プラン」に基づく 教育実践の流れ

- ・家庭訪問
願い・基礎情報等の聞き取り、仮版包括の確認
- ・「個別の包括支援プラン」配布
- ・個別懇談会（9月予定）
前期評価を踏まえて
- ・前期「通知表」配布（10月）
- ・個別懇談会（2月～3月）
後期評価を踏まえ、次年度包括作成に向けた検討
- ・後期「通知表」配布（3月）

今後の教育実践の流れです。

学習と生活をトータルで見つめ直し、児童生徒を中心とし、多くの関係者が考えや意見を出し合い、未来志向の計画になるよう質の高いプランの実現を目指していきます。

実施時期は予定となっております。今後変更になるかもしれませんのでご了承ください。